

平成26年度第7回役員会 議事要旨

日 時 平成26年11月25日（火） 15時52分～16時51分
場 所 学長室
出席者 和田学長，大矢理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者 なし
陪席者 関事務局長，石橋監事

議事に先立ち，和田学長より，事前に配付している前回（10月27日）開催の平成26年度第6回役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 役員の報酬及び職員の給与及び退職手当の支給基準について（案）

和田学長から，審議資料1に基づき，役員の報酬及び職員の給与及び退職手当の支給基準について諮られ，審議の結果，原案どおり議決された。

なお，本件については，平成26年12月1日で規程改正を行う必要があるが，今回の法律改正に関連する人事院規則の詳細が人事院から示されていないことから，給与規程等の改正文言等は今後示される人事院規則等の内容に沿って改正を行うことで学長に一任する旨，併せて了承された。

2. 年俸制の導入について

和田学長から，審議資料2に基づき，年俸制の導入について諮られ，審議の結果，原案どおり議決された。

協 議 事 項

1. 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う学内規程等の改正について

和田学長から、協議資料1に基づき、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う学内規程等の改正について提案がなされ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、本件については今後大学改革推進室において、本学の組織・運営規程の一部改正（案）を策定する旨発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学と財務省北海道財務局との包括連携に関する協定の締結について

和田学長から、協議資料2に基づき、国立大学法人小樽商科大学と財務省北海道財務局との包括連携に関する協定の締結について提案がなされ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、本件については次回の役員会において、協定書（案）を附議することとする旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、平成26年1月13日（火）13時10分から開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上